

商業活性化推進事業補助金 詳細

産業文化部 商工勤労課

1 事業概要

主として商業を営む者で組織する団体(以下団体という。)が行う以下の事業に要する経費の一部を補助することにより、市内商業の活性化を図る。

(1) 商店街活性化イベント事業

商店街等の団体が商店街の活性化のために地域と一体となって実施するイベント開催事業

(2) 商業連携広域イベント事業

商店街等の団体で構成する実行委員会(協議会等含む)が、商業の活性化のために地域と一体となって実施する広域(複数商店街区域にまたがる地域)イベント事業

2 補助対象経費

イベント開催に要する会場借上料、会場整備費、通信運搬機、広告宣伝費、出展・出演料、アルバイト賃金、消耗品費、レンタル・リース料、雑役務費、委託料

3 補助金額

予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内

(1) 上限15万円

(2) 上限50万円 ※12万5千円×実行委員会を構成している商店街等の団体数

4 予算額

2,200,000円(R6年度予算1,900,000円)

(1) 商店街活性化イベント事業 8団体×15万円 = 120万円

(2) 商業連携広域イベント事業 1団体×50万円 = 50万円

2団体×25万円 = 50万円

5 直近の実績(令和6年度見込み)

1,697,000円(11団体)